

はじめに

東京都教育庁

指導部長 伊 東 哲

東京都教育委員会では、就学前教育と小学校教育との接続を踏まえ、乳幼児期の子供に生きる力の基礎を培うことをねらいとして、平成22年3月に「就学前教育カリキュラム」を作成いたしました。この「就学前教育カリキュラム」では、発達や学びの連続性を考慮しながら、0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容を明らかにするとともに、具体的な指導方法を例示いたしました。現在も、多くの就学前教育施設、小学校等において、教育課程や指導計画、日々の保育・教育活動の立案や実施、評価等のための指導資料として御活用いただいているところです。

平成24年8月には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目指して、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。これらを受け、国は、平成25年に子ども・子育て会議を設置し、子育てに関する新たな制度についての具体的な検討を進め、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

また、この間の平成26年4月には、「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育及び保育の内容を定めた幼保連携型認定こども園教育・保育要領が告示されました。この教育・保育要領には、「園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性への配慮」、「特別支援教育に関すること」、「子育ての支援に関すること」など、これまでの幼稚園教育要領や保育所保育指針に示されていない新たな内容が記されました。そこで、東京都教育委員会では、これらの内容が幼保連携型認定こども園のみならず、全ての就学前教育施設において重要であることから、従前の「就学前教育カリキュラム」に内容を加えた「就学前教育カリキュラム改訂版」を作成いたしました。

各就学前教育施設、小学校等におかれましては、本「就学前教育カリキュラム改訂版」を保育、教育活動の更なる充実のために御活用いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、作成に当たり、御協力いただきました皆様に、改めて深く感謝申し上げます。